破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８号
福島県南相馬市鹿島区浮田字満中内312番地
破産者　冨澤　国洋
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第３９号
長崎県南島原市南有馬町乙1450番地６
破産者　中村　咲子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
長崎県佐世保市若竹台町92番地６、前住所長崎県佐世保市もみじが丘町44番地　もみじが丘住宅Ｄ―406
破産者　吾妻　政彦
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目４番８号　アーバンライフ405
破産者　堀木　礼子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３７７号
埼玉県川口市戸塚東２―12―１　ビューラー金台201号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市北原台１丁目17番30号　東川口サニーコート205号
破産者　住川　二郎
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
埼玉県川口市大字木曽呂356番地の６、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目34番14号
破産者　大沢　貞雄
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４０号
埼玉県川口市大字木曽呂356番地の６、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目34番14号
破産者　大沢　節子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５４号
横浜市港北区篠原町1487番地の17、破産手続開始時の住所埼玉県蓮田市東６丁目４番５号　サトーピアハイツ202号
破産者　堤　　敏男
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１５号
埼玉県川口市大字差間273番地の29
破産者　矢作　一成
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２８号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番12―202号
破産者　小田切恭悦
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２１号
さいたま市桜区栄和６丁目６番14号　モジュール88　１ＭＬ
破産者　宮内　伸幸
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８２号
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎708番地32
破産者　原　　直実
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
千葉県船橋市習志野台１―23―６　ＹＳ習志野台５階501号室、住民票上の住所山梨県甲府市国母１丁目13番16号
破産者　栗原　知良
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
長野県諏訪市四賀赤沼1945番地　ハイツＫＫＢ棟103号室
破産者　北島　裕一
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
岐阜県高山市岡本町１丁目240番地23
破産者　遠藤久美子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
大阪府泉佐野市高松北１丁目５番39号、前住所大阪府東大阪市五条町９番11号シヤルマンコーポ枚岡公園Ｃ棟305号
破産者　桐原　幸雄
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
大阪府泉大津市寿町10番13号
破産者　上平　惠子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６３１号
札幌市西区八軒10条東３丁目４番18号　パナハイツエルム201号、申立時の住所札幌市西区発寒10条11丁目５番12号　エスコートガーデン発寒102号
破産者　佐々木洋子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部